

第9回 子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会 会議録

- 日時 令和2年2月20日（木） 午前8時45分～午前9時45分
- 会場 市役所本庁舎14階 14B会議室
- 出席者
委員：藤井会長，福田副会長，石井委員，柳澤委員，釦持委員，今井委員，
加藤委員，宇賀神委員，浪花委員
事務局：教育長，教育次長，生涯学習課課長，生涯学習課職員
- 傍聴者：1名
- 議題
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 報告事項
移行時期について
 - 4 議事
 - (1) 現行の運営委員会の関わり方について
 - (2) 意見書（案）について
 - 5 その他
 - 6 閉会

【報告事項：移行時期について】

事務局：本市では，子ども・子育て支援新制度施行後における利用児童数の増加とそれに伴う運営負担の増加，子どもの家等間のサービス内容の格差に対応するため，子どもの家等事業の見直しに着手した。また，運営体制の強化を図ることにより，将来にわたり持続可能で安定した事業とすること，公的サービスとして確実に提供することにより，子育てと仕事の両立を支援することを目的に再構築を進めてきた。

そのような中，昨年2月には，令和3年度から令和5年度までに法人格を持つ運営主体へ移行することを決定し，公表したところであったが，その後，昨年11月に，運営の単位は市内を10に区分した運営区域毎とすること，その運営区域ごとに移行することを決定し公表したところであり，それを受けて，新たな運営区域ごとの説明会やブロック会議，各子どもの家等の要請を受けての説明会などで意見交換を行ってきた。

その中で，移行時期については，「早期に移行すべきである」，「市がリーダーシップをとって進めるべきである」，「令和5年度までに移行するという結論が決まっているのであれば，市が決めたことに従う」というような意見をいただい

た。

本市としては、移行することにより、保護者にとっては開設日・開設時間の拡大、利用料金の統一、運営委員にとっては運営に係る責任や負担の軽減、指導員にとっては労働環境の改善が図られることなど、大きな効果が見込まれることから、令和3年度に全ての子どもの家等を法人へ移行するための議会等の事務手続きを進めることを決定したことを報告する。

会 長：全区域を一斉に令和3年度から移行したいとの報告であったが、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

各委員：(質疑なし)

【議事(1)：現行の運営委員会の関わり方について】

会 長：これまでの本会議での意見を受けて事務局が整理した資料1について、ご意見ご質問があればお願いします。

A委員：「(仮称)宮っ子ステーション推進委員会」はクラブ単位に作られるのか。

事務局：その通りである。現行の運営委員会を改編しながら、推進委員会になることを想定している。

A委員：「2運営区域単位の関わり方」は、同じ区域内の小学校が集合して行うのか。

事務局：その通りである。運営区域内のすべての推進委員会の会長と法人、市で意見交換を行うことを想定している。

A委員：運営区域単位の意見交換の頻度はどれくらいか。

事務局：あまりに頻繁に開催することになるとこれまでの負担と変わらないとの声もあることから、今後詳細を検討するが、年に1～2回程度を想定している。

A委員：平常時はそれでよいが、運営していく中で日々の問題が発生した場合には、1～2回程度の開催では不足すると考える。

事務局：日常的な運営上の連携を図るために、運営区域ごとの意見交換のほかに、クラブ単位の関わりとして、日常的な連携を行っていくこととしたい。

B委員：運営区域単位の関わり方について、宮っ子ステーション推進委員会の出席者は、各子どもの家の会長と示されているが、対象者は会長に限定せずに、コーディネーターなど現場を知る関係者が代理出席することも可能とされたい。

事務局：推進委員会の会長のみではなく、実質的な意見交換が可能な方が出席できる体制について検討したい。

C委員：別紙資料の「1クラブ単位の関わり方」と「2運営区域単位の関わり方」における「宮っ子ステーション推進委員会」の示し方が、1では単体であること、2では集合体であることが理解しづらい。運営区域単位でも組織を作るように

見えるため、表現を工夫した方が良い。

事務局：修正する。

C委員：推進委員会の構成メンバーについて、資料に記載のないメンバーを加えたい場合、「その他推進委員が必要と認めるもの」等の記載があった方が、多様な人材を巻き込むことができる。

事務局：資料では役職の例を示したものであるが、地域ごとに必要と認める人材に参画してもらいたいことから、それが理解できるように修正する。

D委員：資料の内容に異存はないが、別紙のパターン2の「放課後子ども教室事業なしの場合」について、放課後子ども教室の全校実施を目標に掲げ続けるのであれば、将来、子どもの家の法人が放課後子ども教室を新たに開設することも考えられる。また、「なしの場合」と示されると新規開設による全校実施を断念したように受け取られる。

事務局：放課後子ども教室事業の「あり」「なし」ではなく、未だに実施していない「未実施」と修正する。

C委員：放課後子ども教室の実施に負担を感じている運営委員会もあることから、子どもの家の法人移行後には、放課後子ども教室の運営や運営サポートを求める声が、近い将来に寄せられることも考えられる。どのように対応するのか。

事務局：全国的には放課後児童クラブを実施している法人が合わせて放課後子ども教室を実施している自治体もある。本市としては、今回の見直しは、まずは、子どもの家事の負担の軽減やサービス水準の統一を目的として進めているところであり、放課後子ども教室については今後の課題と捉えており、先進事例を調査研究していきたい。

C委員：各々の宮っ子ステーション推進委員会が放課後子ども教室の運営を法人に任せるとかどうかわかる選択できる仕組みも良い。

E委員：推進委員会が運営することになる放課後子ども教室は、現在、会計業務も謝金の対象となっている。資料の推進委員会の構成例には会計担当者が記載されており、今まで謝金の対象となっていた会計をボランティアの運営委員が担当するように見える。それぞれの運営委員会の実情に応じて担当してきた放課後子ども教室の会計について、子どもの家の見直しに併せて担当者の見直しを強いることになると混乱が生じる。

また、保護者会についても、明確に示しすぎると混乱が生じる可能性がある。

事務局：多くの放課後子ども教室では、コーディネーターや安全管理員が会計の実務を

行っていることは把握している。別紙で示している会計は、現在も運営委員会の役職として担ってもらっている会計の役職を示しているものであり、今後も地域の実情に応じた役割分担を残してもらいたい。

また、保護者会については、任意団体であるため、保護者同士で話し合っそのあり方を決めてもらいたいので、今回の資料には記載していない。ただし、推進委員会の構成員として保護者数名に参画してもらうことを想定しており、保護者会等の代表者がそれを担うことは想定できる。

B委員：移行後の推進委員会の役職例の保護者や地域関係者の人数について、今後、放課後子ども教室の未実施校に対しても、実施に向けて働きかけていくのであれば、未実施校では実施校より1名少なく記載されているが、実施校と同じ2名ずつに設定した方が、市の姿勢が伝わりやすく、実施に向けて動きやすいのではないか。運営委員会のスリム化も大切であるが、姿勢は示すべきである。

事務局：今後、放課後子ども教室の未実施校については、事業の立ち上げを働きかけていく。そのため、将来の立ち上げに必要な関係者として、保護者、地域関係者の構成は検討していきたい。

H委員：今回の資料は、子どもの家等事業の移行に伴う今後の関わり方の例となっているため、放課後子ども教室については、今後改めて市が方針を定めて、決定をしていくことがふさわしいと考える。

また、運営移行後において、これまでの運営委員会の役割が、放課後子ども教室事業に専念するため縮小するというようなマイナスなイメージではなく、法人に意見を言うという重要な役割を担っていることを強調できると良い。

従来は運営委員会と法人が連携を密にしていくことは、仕様書に定めるのか。

事務局：定める。

A委員：推進委員会の構成メンバーは多い方が良い。子どもの家等の運営・会計に係る負担と責任も減り、運営委員であることの負担が減るのであれば、人数を減らさなくても担えるのではないか。

会 長：再度事務局で整理してもらいたい。

事務局：了解した。

C委員：資料1の2(1)「クラブ単位の関わり方」について、「適宜」という表現は曖昧であるため、明確にした方が良い。

また、現在の運営委員会が法人の選定に関わりたいという意見も耳にするが、審査そのものには関わらない方が良いと考える。

別紙資料では、宮っ子ステーション推進委員会の役割は、法人へ意見するのみとも読み取れるが、市民参加を促す視点から、連携して事業を共催することな

ども想定されるため、積極的な関わりを持てる余地を残すべきと考える。

A委員：推進委員会の役割として、保護者が法人に直接伝えづらい運営に関する意見は推進委員会を通して伝えることもできるのか。

事務局：法人への運営移行においても、保護者や地域の方も推進委員会のメンバーに参画してもらい、保護者の意見を伝えるとともに、地域の教育力を生かした意見を法人へ伝えてもらい、法人はその意見を可能な限り取り入れる仕組みとしたと考えている。

D委員：C委員が指摘しているとおおり、法人へ意見するだけでなく、地域自らが連携・協力することも重要である。各子どもの家で行う事業は、地域の力を借りながら行っている事業が多いため、今後の推進委員会の役割として、連携、協力、意見を位置づけてもらいたい。

事務局：別紙資料の図では、子どもの家と放課後子ども教室の双方に「連携」と記載している。法人が行う子どもの家と推進委員会が行う放課後子ども教室が連携することにより、推進委員会側から子どもの家に協力するだけでなく、法人側からも放課後子ども教室に対してノウハウを提供するなど、双方に連携・協力することを想定している。資料中の記載は「連携」ではなく「連携・協力」と修正していきたい。

D委員：「連携・協力」の文言は、子どもの家事業と放課後子ども教室事業の間ではなく、法人と宮っ子ステーション推進委員会の間にあるべきである。

事務局：修正する。

会 長：様々なご意見をいただいたので、意見を踏まえて、地域の協力者に理解が得られやすい関わり方について、検討を進めてもらいたい。

【議事(2)：意見書（案）について】

会 長：事務局が作成した意見書の案について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

C委員：3ページの入所基準の4つ目について、「障がい児や医療的ケア児であることを理由に、入所判断において異なる取扱いをすべきでない。」と言い切っているが、子どもの家で受入れることが相応しいのかの判断は誰が行うのか。また、これらの児童を受入れるにあたり、環境の整備が必要になる場合もあるため、受入れに必要な環境整備について言及する必要がある。

事務局：障がい者差別解消法に基づき、合理的な配慮が求められており、障がいを持っていることを理由に入所を拒まれることがないようにするために記載しているが、ご指摘のとおり、適切な保育に必要な環境が整っていない状況では、責任ある保育は困難であると考えられるため、文言を追加したい。

A委員：その場合、環境が整わない場合には、入所を拒むことを許容するのか。

事務局：本市では、障がいを持つ児童の小学校の就学前に、個の特性に応じた適切な就学先の判定や受入環境を整えるために、専門家の意見を踏まえ相談できる体制等を整えている。その仕組みの中で、子どもの家等が設置されている小学校へ就学することとなった児童については、子どもの家等で受入れることとしている。現在、そのために必要な人員の配置や施設整備も行っている。

F委員：入所基準についての2つ目の「個々の家庭の状況を丁寧に把握」する中で、それらの事情も含めて丁寧に把握し判断することとし、意見書では、2つ目と4つ目をまとめて記載した方が良い。入所基準の具体的な文言については、市が基準を決定する段階で考慮すれば良い。

会 長：事務局で再整理をお願いしたい。

B委員：2ページのウ、移行年次の2点目について、複数年に分けて移行することの課題について、具体性に欠けるため、具体的な記載が必要と考える。

また、(2)ア、3点目について、事業者が研修を実施しない選択もありうるようにも見えてしまうため、「事業者に」ではなく「事業者のみに」と修正した方が良い。

また、「指導員がスキルアップできる」という部分は文頭の「保育の質を向上するため」の後に入れた方が、意図が正確に伝わるようになる。

G委員：3ページ(5)の3点目、「運営委員会の関わりはこれまでより希薄になるため」の部分については、本日の議事(1)の議論を踏まえ、希薄にさせないための方策を講じていくので、修正が必要である。

また、(6)の2点目、「日常的な連携が必要である」の部分については、抽象的な表現になっており、具体的に記載した方が市の意図が伝わる。

推進委員会の構成員を設定するにあたり、全66カ所の子どもの家の状況を調査したのか。

事務局：全ての子どもの家について、役員名簿により、構成員とその役職を把握しており、その中でモデル的なものとして作成している。

G委員：子どもたちのために人と地域が集まって構成している団体であり、それぞれの地域によって状況が異なるため、個別に丁寧に対応をしてほしい。

事務局：今回示した役職例はモデル的なものであり、具体的な組織の改編にあたっては、職員が個別に訪問し、丁寧に対応しながら進めていきたい。

H委員：2ページのイ、組織体制の整備について「人員」と結んでいる表現がわかりにくい。リード文に「次の人員を確保する」等の文言を追加した方が良い。また、(3)アの「家庭教育の視点から」の表現も具体的に分かりやすい表現にした方が良い。

また、3ページの4点目、「遜色はないものとする」の表現も、「妥当である」

との表現にした方が良い。

運営委員会との連携については、「これまでより希薄になる」というネガティブな表現ではなく、地域の特性やこれまで積み上げてきた実績や地域の方々が力を注いできた保育内容を生かすために、連携・協力をしていくという表現の方が前向きでよい。

C委員：5ページの4，おわりにでもそのような内容が記載されると良い。

会 長：他に意見がないようですので、本日いただいた意見を基に事務局で意見書を再整理していただき、後日、委員の皆様個別に確認をしていただいた上で意見書とすることよろしいか。

全委員：異議なし。

【その他】

A委員：法人への委託期間は、現行の運営委員会方式と同様に1年間なのか。

事務局：3月議会に条例案を付議する内容になるが、指定管理者制度を導入することを想定しており、指定管理者の場合には、基本は5年間となり、ただし、最初の指定は、試行期間として3年間としているのが一般的である。

G委員：この懇談会は、今回が最後となるが、本会議での意見を踏まえながら移行していく中で、委員に対して、今後の移行の経過を知らせ、フォローアップできる機会を設けることを検討してもらいたい。

会 長：本会議では大変活発な意見交換を行うことができ、素晴らしい会議であった。育ててきたものが、どう成長し輝いていくことができるを見守っていききたいと思うので、検討してもらいたい。

事務局：了解した。